三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年四月二十六日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
兵庫県タクシー事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた会社から名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　ジャパンビジネスクリエート株式会社
変更後　堅築株式会社
二　変更年月日
平成二十八年九月一日

○国土交通省告示第四百五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた会社から名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　ジャパンビジネスクリエート株式会社
変更後　堅築株式会社
二　変更年月日
平成二十八年九月一日

○国土交通省告示第四百六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた会社から名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　株式会社倉敷交通教育センター
変更後　日本交通教育サービス株式会社
二　変更年月日
平成二十七年三月一日

○国土交通省告示第四百七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた会社から名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　株式会社倉敷交通教育センター
変更後　日本交通教育サービス株式会社
二　変更年月日
平成二十七年三月一日